

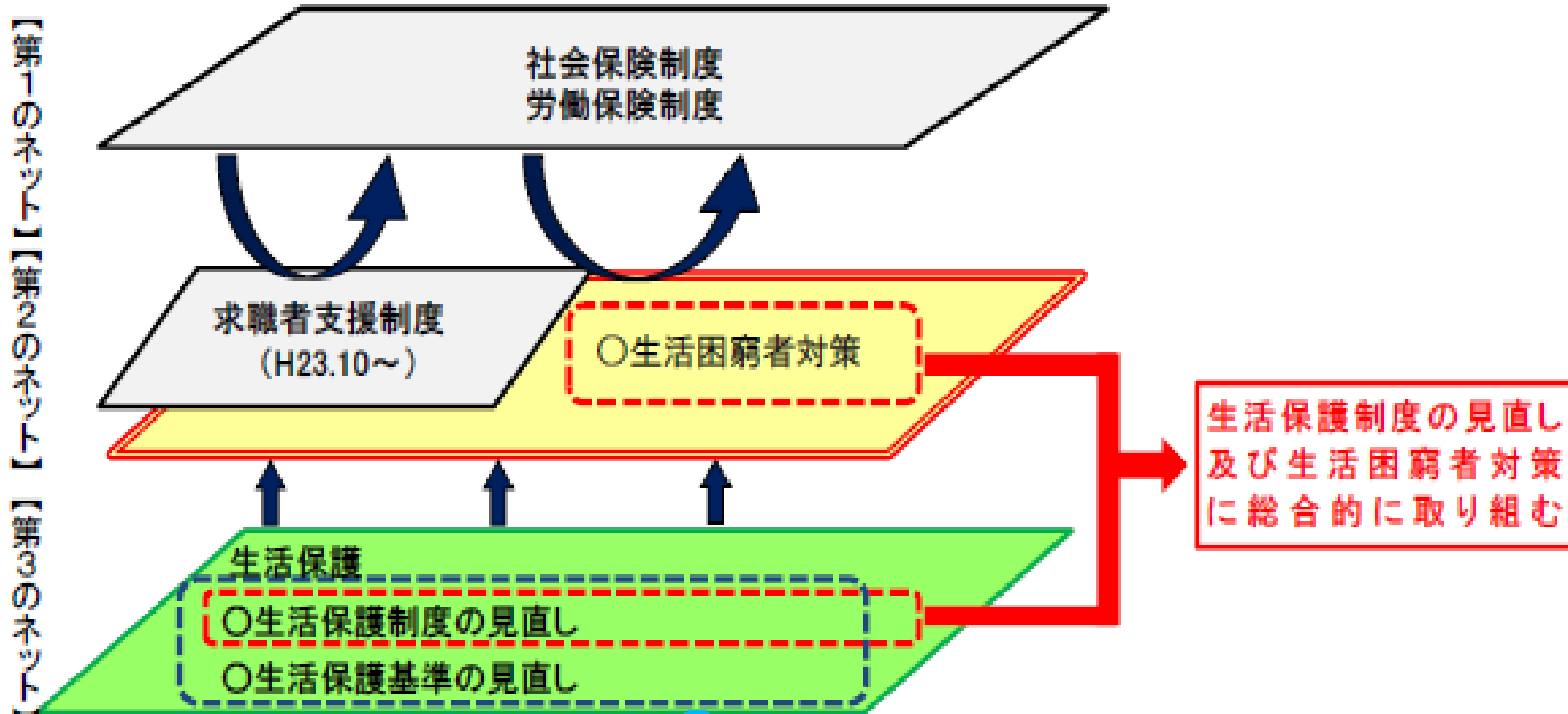
生活困窮者自立支援法

生活困窮者に対する支援を「早期に」「包括的に」実施することで、経済的・日常生活・社会生活における自立を支援できるよう新しい支援制度が創設されました。

厚生労働省 生活困窮者支援制度全国担当者会議資料より抜粋

生活保護制度の見直しと新たな生活困窮者対策の全体像

生活保護制度の見直し及び生活困窮者対策に総合的に取り組むとともに、生活保護基準の見直しを行う。



生活困窮者自立支援法

○生活困窮者自立支援法(抜粋)※平成27年4月1日施行、平成30年10月1日改正

(目的)

- ・生活困窮者自立相談支援の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図る

(基本理念)

- ・生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況その他の状況に応じて、包括的かつ早期に行われなければならない
- ・福祉、就労、教育、住宅その他の生活困窮者に対する支援に関する業務を行う関係機関等との緊密な連携その他必要な支援体制の整備に配慮して行われなければならない

(定義)

- ・生活困窮者とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者

(利用勧奨等)

- ・福祉、就労、教育、税務、住宅その他のその所掌事務に関する業務の遂行に当たって、生活困窮者を把握したときは、この法律に基づく事業の利用及び給付金の受給の勧奨その他適切な措置を講ずるように努めるものとする

家計改善支援事業①

- 神戸市家計相談支援センターの体制は、家計相談員3名体制。生活再生相談室長がフォローする。
- 神戸市内11か所（9区、2支所）のくらし支援窓口（自立相談支援窓口）の相談室での家計相談が基本。場合によっては、自宅相談でも対応。
- 相談内容によって、各関係機関（税・国保等の庁内窓口、弁護士事務所、税務署、年金事務所、病院、不動産店、携帯電話店等々）へ同行相談を行なっている。

【家計相談事例 ①】

借金が多くて支払いができずに、さらに督促がきて困っている



弁護士の債務整理相談へ同行し、自己破産手続きを行なった

【家計相談事例 ②】

他の支出に比べ、携帯料金等が高くて家計が苦しい



携帯電話店へ同行し、プラン変更を行ない、見直しができた

家計改善支援事業②

家計改善支援事業の活用事例～将来を見据えた家計管理～

【世帯状況】 5人家族

相談者：Aさん（女性40代、母子世帯）
家族：長男（中3）、長女（中1）
次男（小3）、三男（小1）

【相談内容】

家計の管理をしていた夫を数日前に亡くし、何から手を付ければよいかわからない。夫の債務や、夫所有の車があるが、車も乗らないので、どうすればよいかわからない。

【支援の流れ】

インタビュー・アセスメント

家計再生プラン作成

支援提供

終結

- 家計相談支援員が世帯の収入や支出状況を聞き取り、相談時家計表と一緒に作成。
- ↓
- 毎月使用している項目、金額について把握することができ、支出金額の認識ができた。

【プランの目標】

- 夫の債務、車の処分。
- 家計管理を自分でする。

【プラン内容】

- 夫の債務は、相続放棄をする。
- 収入が毎月定額ではないため、月毎の収入変動を織り込んだ支出計画を立てる。

- 夫の相続放棄について、家庭裁判所へ同行して手続きを行なった。
- 家計計画表、キャッシュフロー表、収入変動に合わせた支出計画表を活用した、家計管理の支援。
- 子供の進学費用などの貯蓄を盛り込んだ家計計画支援。

- 相続放棄により、債務問題の解決、車も処分できた。
- 支出計画通り、自分で管理できるようになった。
- 子供の進学費用の貯蓄ができ、長男は志望校に合格できた。

【家計改善支援事業による効果】

- 夫が亡くなった直後で、様々な不安があったが、夫の債務、車の処分等が進み、心に余裕がでてきた。家計管理の意識も高まり、子供の進学費用などの貯蓄もできるようになった。
- 子育てに関する問題が見えてきたので、自立相談支援と連携して支援を行なうことができた。

就労支援の取り組み①(ハローワークとの一体的支援)

◆ハローワークとの一体的実施事業(ワークサポート)

兵庫労働局と神戸市との間で協定を締結し、福祉事務所にハローワークの常設窓口を設置しており、迅速かつ一体的な就労支援を行うことで、生活保護受給者等の早期就労自立を支援している。

【設置の経緯】 H25年2月 「ワークサポートたるみ」開設
H25年9月 「ワークサポートながた」開設
H26年1月 「ワークサポートきた」開設
H26年1月 「ワークサポートすま」開設
H27年1月 「ワークサポートひがしなだ」開設
H29年2月 「ワークサポートちゅうおう」・「ワークサポートなだ」開設
R2年10月 「ワークサポートひょうご」開設
※市内9区のうち8区に設置。残りの1区では巡回相談を実施。

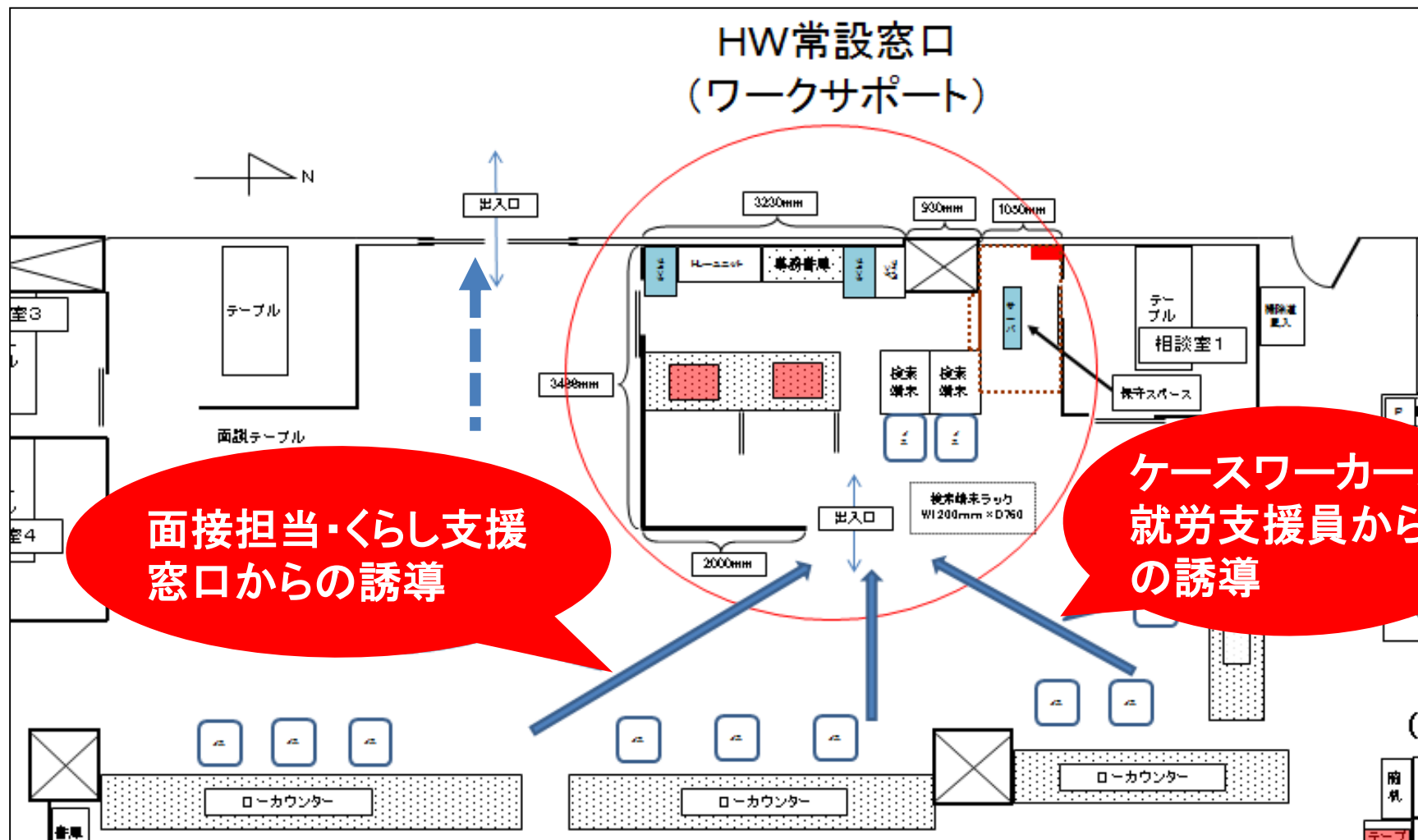
【30年度実績】 支援者数2,338人、うち就労者数1,107人(就労率47.3%)

【31年度実績】 支援者数2,028人、うち就労者数 998人(就労率49.2%)

※支援者の7割が生活保護受給者・2割が生活困窮者・1割が児童扶養手当受給者。

就労支援の取り組み②(ハローワークとの一体的支援)

※福祉事務所内での「ワークサポート」設置例



就労支援の取り組み③(就労準備支援事業)

◆就労準備支援事業【外部委託】(生活困窮者自立支援法)

直ちには一般就労が困難な課題(生活習慣など)を抱えた方を対象に、基本的な生活習慣の指導や就労体験を実施している。

【29年度実績】支援者数240人(うち生活困窮者55人)

就労者数 68人(うち生活困窮者17人)

【30年度実績】支援者数264人(うち生活困窮者52人)

就労者数 91人(うち生活困窮者26人)

【31年度実績】支援者数186人(うち生活困窮者45人)

就労者数 52人(うち生活困窮者13人)

Step 1

日常生活自立

- ・パソコン訓練に週3日通う。
- ・訓練を通して講師とのコミュニケーションを練習する。

Step 2

社会生活自立

- ・自己理解や職業理解についてのグループワークに参加する。
- ・ボランティア活動に参加する。

Step 3

就労自立

- ・興味があった運送業の仕事で5日間就労体験する。
- ・就労体験で自信がつき、ハローワークに同行し、求職活動を行う。